

保育施設のための

社会福祉施設・事業者 総合補償制度

企業主導型
保育所(園)も
対象施設に
なります!!

保育施設におけるさまざまな事故や賠償責任を補償します。

保育業務のための補償
(賠償責任補償・事故見舞金補償)

- ① 保育施設賠償責任補償制度
- ② 保育施設事故見舞金制度
- ③ エレベーター賠償責任補償制度

保育施設職員のための補償
(災害補償)

- ④ 施設職員労災上乗せ補償制度
- ⑤ 使用者賠償責任補償制度
- ⑥ 非常勤職員災害補償制度

保育施設にとって必要な補償を
ご用意いたしました。
制度の組み合わせは自由に
ご選択ください。

保育施設役員・理事のための補償
(災害補償)

- ⑦ 理事長・施設長災害補償制度

地域子育て支援拠点事業にかかわる
補償についてもご用意しております。

- ⑧ 「民間保育園の子育て支援事業」
参加者傷害補償制度

このパンフレットには「重要事項のご説明」別冊(2021年版)がついています。
加入前には必ず合わせてお読みください。

1 保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度の特色

1 大阪府社会福祉協議会（大阪府社協）の会員が加入対象。

2 ニーズに合わせた選択が可能。

3 地域に密着した事故サービス体制。

2 各制度の補償概要

賠償責任・災害見舞金

1 **保育施設賠償責任補償制度** パンフレット P.1

保育所等が施設管理や業務に起因する事故で法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

2 **保育施設事故見舞金制度** パンフレット P.7

保育園児に対して園内または園までの往復途上中のケガを補償。

3 **エレベーター賠償責任補償制度** パンフレット P.8

施設エレベーターの管理ミスに起因する事故で法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

4 **施設職員労災上乗せ補償制度** パンフレット P.9

保育所施設職員が業務中および通勤途上に被る災害の補償。

役員災害補償

5 **使用者賠償責任補償制度** パンフレット P.9

事業主が職員に対して負担する法律上の使用者責任の補償。

6 **非常勤職員災害補償制度** パンフレット P.14

非常勤職員の勤務中および通勤途上でケガの補償。

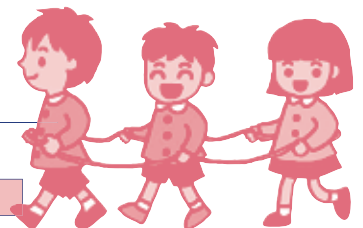
7 **理事長・施設長災害補償制度** パンフレット P.15

勤務中、日常生活を問わず、理事長・施設長が被るケガの補償。

8 **「民間保育園の子育て支援事業」参加者傷害補償制度**

地域子育て支援拠点事業の参加者が同事業参加中に被るケガの補償。

パンフレット P.16



3 ご加入イメージ

《ご加入例》

- 定員 90名
- 平均在籍人数 80名
- 職員 20名
- 理事長 1名
- その他 エレベーター1台

【制度①】 定員90名 22,130円

【制度②】 平均在籍人数80名 80,000円

(※②「I型」に1口加入の場合)

【制度③】 エレベーター1台 3,970円

【制度④⑤】 職員20名 55,000円

(※④⑤セット加入の場合)

【制度⑦】 理事長1名 45,000円

(※⑦「II型」に1口加入の場合)

【合計】 206,100円

① 保育施設賠償責任補償制度

特定感染症緊急対応費用が
補償されます!

〔施設所有（管理）者賠償責任保険、受託者賠償責任保険、生産物賠償責任保険〕

この制度の特長

保育所（事業主）が所有・使用または管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備や職員の不注意により、園児や第三者にケガや食中毒を発生させたりなどの偶然の事故によって、または他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして預けた人に元の状態では返還できなくなったことによって、法律上の損害賠償責任が発生した場合に、保育所（事業主）が被る損害を補償する制度です。

被保険者

- ① 保育所（園）、認定こども園、企業主導型保育所（園）（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）
- ② ①の役員または使用人
- ③ ①②の被保険者のもとに①の業務を行うボランティアスタッフ等

お支払いの対象となる主な事故例

- 保育園で火事が発生し、非常口の不備で園児が死亡した。
- 園児から預かったメガネを誤って壊した。
- 保育園が出した給食が原因で園児が食中毒を起こした。
- 園庭内の遊具の保守点検中に、職員が誤って園児を遊具で遊ばせてしまい、遊具が壊れてケガをした。
- 炎天下の中、すべり台を使って園児を遊ばせたところ、園児がヤケドを負った。

等

支払限度額・免責金額

	身体障害	財物損壊
支払限度額	施設所有（管理）者特別約款 1名につき 2億円 1事故につき 6億円	施設所有（管理）者特別約款 1事故につき 200万円
	生産物特別約款 1名につき 2億円 1事故・保険期間中 6億円	生産物特別約款 1事故・保険期間中 200万円
		受託者特別約款 1事故・保険期間中 200万円
免責金額	身体障害・財物損壊それぞれ 1事故につき 5,000円	

保険料 対象施設の定員数により、下記から算出してください。

定員数	保険料
1～10名	17,780円
11～20名	18,330円
21～30名	18,900円
31～40名	19,640円
41～50名	20,110円
51～60名	20,460円
61～70名	21,270円
71～80名	21,620円
81～90名	22,130円
91～100名	23,020円
100名超10名ごと	上記プラス1,680円

保険金をお支払いする主な場合

【施設所有（管理）者特別約款】

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理する各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

《漏水補償特約（施設用）》

給排水管等からの蒸気・水の漏出、いっ出等に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【生産物特別約款】

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、保険期間中に他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

制度① 保育施設賠償
制度② 保育施設事故
見舞金
制度③ エレベーター賠償
制度④⑤ 施設職員労災上乗せ
使用者賠償
制度⑥ 非常勤職員災害
制度⑦ 理事長・施設長災害
制度⑧ 「民間保育園の子育て支援事業」
参加者傷害

【受託者特別約款】

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が他人から預かった受託物を保管または管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

お支払いの対象となる損害

〈普通保険約款でお支払いの対象となる損害〉

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象なりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

1.<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
（受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。）
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
（受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。）
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（そうじょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます）

2.<賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散

3.<施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が加入者証記載の施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する損害賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- 石油物質が加入者証記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）

4.<生産物特別約款でお支払いしない主な場合>

- 次の財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること。これらに起因する使用不能または修補を含みます。）に対する損害賠償責任。なお、これらの財物の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊に対する損害賠償責任を含みます。
 - ◇生産物
 - ◇仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任
- 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 次のいずれかに該当する場合
 - ◇この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 - ◇この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた（注）とき
 （注）知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。
- 事故が発生または発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物（生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。）の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置）に要する費用（被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたときと否を問いません。）およびそれらの回収措置に起因する損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された（生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。）財物（以下「完成品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害は除きます。
- 医薬品等、農薬または食品のいずれかに該当する生産物が、その意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害
- 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- LPガス販売業務の結果に起因する損害

等

5.<受託者特別約款でお支払いしない主な場合>

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 受託物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用または家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出に起因する損害
- 屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害。ただし、これらの部分の不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から入る雨または雪等に起因する損害を除きます。
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害
- 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害
- 受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因する受託物の滅失、破損または汚損に起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。）の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等が損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）に起因する損害

等

6.<対象外となる専門業務>

- 医療業務、調剤業務、訪問看護業務、理学療法士・作業療法士が行う業務

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

特定感染症緊急対応費用補償特約

保険金をお支払いする主な場合

つぎのいずれかに該当する事故(以下「事故」といいます。)により、被保険者が緊急対応費用を負担することによって、被る損害に対して、この特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 感染症事故
- ② 指定感染症等に罹患した者が施設にいたこと等により、施設が、指定感染症等の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置

保険金をお支払いしない主な場合

- (1) 事故の原因となった感染症が指定感染症等に定められる前に生じた事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (2) この保険契約の保険期間開始日^(注1)の翌日から起算して14日以内に生じた事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約^(注2)である場合を除きます。
(注1) 保険期間の途中でこの保険契約に加入した者については、その加入日とします。
(注2) 継続契約とは、この特約が付帯された引受保険会社との保険契約の保険期間の終了日^(注3)を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。
(注3) その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日とします。

用語のご説明

- 「感染症事故」とは以下のいずれかに該当する事故をいいます。
 - ① 施設における別表1に掲げる感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定にもとづき都道府県知事に医師から届出のあったものに限ります。
 - ② 施設が別表1に掲げる感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置
- 「緊急対応費用」とは以下のいずれかの費用をいいます。
 - ① 消毒費用 ② 検査費用 ③ 予防費用 ④ 通信費用
- 「検査費用」とは被保険者の利用者またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間に、おいて感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。
- 「サービス利用者」とは被保険者が提供するサービス(保険証券記載の仕事として遂行するものに限ります。)を利用する者をいいます。
- 「施設」とは保険証券記載の施設をいいます。ただし、訪問介護先の個人宅を除きます。
- 「指定感染症等」とは以下のいずれかに該当する感染症をいいます。
 - ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第8項に規定する指定感染症。ただし、新型コロナウイルス感染症を除きます。
 - ② 同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症。ただし、別表1に掲げる感染症を除きます。
- 「消毒費用」とは感染症の蔓延または再発を防止するために施設の消毒ならびに施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用をいいます。
- 「親族」とはサービス利用者の3親等以内の親族または法定相続人をいい、それらの者の代理人を含みます。
- 「他の保険契約等」とは賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 「通信費用」とは親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。
- 「予防費用」とは被保険者の利用者またはサービス利用者への感染症拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用をいいます。

別表1

- ① エボラ出血熱
- ② クリミア・コンゴ出血熱
- ③ 痘そう
- ④ 南米出血熱
- ⑤ ペスト
- ⑥ マールブルグ病
- ⑦ ラッサ熱
- ⑧ 急性灰白髄炎
- ⑨ 結核
- ⑩ ジフテリア
- ⑪ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。)
- ⑫ 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限りします。)
- ⑬ 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に異変するおそれが高いものの血清型として法令で定めるものであるものに限りします。)
- ⑭ コレラ
- ⑮ 細菌性赤痢
- ⑯ 腸管出血性大腸菌感染症
- ⑰ 腸チフス
- ⑱ パラチフス
- ⑲ 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。)

別表2

保険金の種類	事故の種類	支払限度額
緊急対応費用保険金	感染症事故	100万円または損失の額 ^(注) のいずれか低い額
	指定感染症等に罹患した者が施設にいたこと等により、施設が、指定感染症等の原因となる病原体に汚染された場合または汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置	20万円

(注) 損失の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

制度①
保育施設賠償

制度②
見舞金
保育施設事故

制度③
エレベーター賠償

制度④⑤
施設職員労災上乗せ
使用者賠償

制度⑥
非常勤職員災害

制度⑦
理事長・施設長災害

制度⑧
「民間保育園の子育て支援事業」
参加者傷害

② 保育施設事故見舞金制度

I型は天災危険、細菌性・ウイルス性食中毒、熱中症危険が補償されます!

[学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約、保険料確定特約
(学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約用)付普通傷害保険]

この制度の特長

保育園児が施設利用のため自宅を出発し、施設を利用して自宅へ帰るまでの間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合を補償する制度です。

被保険者

この制度で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、『保育園児全員』です。なお、民間保育園の子育て支援事業の参加者は、制度⑧『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度にご加入ください。

<対象施設> 保育所(園)、認定こども園、企業主導型保育所(園)

※子育てサロン、託児所(デパート、ベビーホテル等の一時預かりの施設をいいます。)は「対象施設」となりません。
また、保育所(園)であっても一時預かりの施設利用者は被保険者(補償の対象者)となりませんので、ご注意ください。

- 契約方式:「記名式でない方式(被保険者名を記載しない方式)」
被保険者名簿を備え付けることが条件となります。

お支払いの対象となる主な事故例

- 園庭で行われたレクリエーション中、園児が転倒して腕を骨折した。
- 園児がバス通学中、バスから降りたところをバイクにはねられ重傷を負った。

保険金額と保険料

保険金の種類	保険金額	
	I型	II型
	天災危険補償※1 細菌性・ウイルス性食中毒補償※2 熱中症補償※3	天災危険補償※1 細菌性・ウイルス性食中毒補償※2 熱中症補償※3
死亡・後遺障害保険金額	129.3万円	86.2万円
入院保険金日額	800円	800円
手術保険金	入院中の手術 : 入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 入院保険金日額×5	
通院保険金日額	500円	500円
在籍人数1名 1口あたり 保険料	1,000円	500円
一時払保険料	1,000円×口数×平均在籍人数※4	500円×口数×平均在籍人数※4

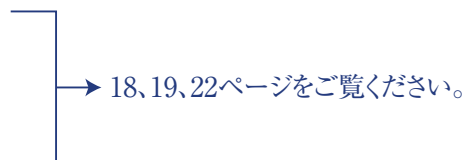
上記は1口あたりの保険料です。最大5口までご加入できます。

- ※1 「I型」は天災危険補償特約がセットされておりますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も保険金をお支払いいたします。
- ※2 「I型」は細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約がセットされておりますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め、保険金をお支払いいたします。
- ※3 「I型」は熱中症危険補償特約がセットされておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も保険金をお支払いいたします。
- ※4 平均在籍人数とは、直近会計年度の平均在籍人数をいいます。毎月1日時点における在籍人数の平均数(小数点第一位四捨五入)を加入申込票の「<申告内容>欄」にご記入ください。『保険料確定方式』のため、ご契約後の在籍人数が変更しても報告は不要です。

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合



制度①
保育施設賠償

制度②
保育施設事故
見舞金

制度③
エレベーター賠償

制度④⑤
施設職員労災上乗せ
使用者賠償

制度⑥
非常勤職員災害

制度⑦
理事長・施設長災害

制度⑧
「民間保育園の子育て支援事業」
参加者傷害

③ エレベーター賠償責任補償制度

〔昇降機賠償責任保険〕

この制度の特長

- ① 保育施設賠償責任補償制度では対象とならない、エレベーターの所有、使用、管理（エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備）に起因する事故により、施設が負担する法律上の損害賠償責任を補償するものです。
- ② 被害者への損害賠償金（治療費、慰謝料、葬祭費用）、争訟費用などが支払われます。

被保険者

保育所（園）、認定こども園、企業主導型保育所（園）（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）

お支払いの対象となる主な事故例

- ・施設のエレベーターの操作を誤り子供がドアにはさまれてケガをした。

等

支払限度額・免責金額と保険料

補償内容	支払限度額	免責金額
身体障害	1名につき 3千万円	なし
	1事故につき 3億円	
財物損壊	1事故につき 1千万円	なし
保険料（エレベーター1台につき）	3,970円	

※施設に設置している全台数分（人荷用）の保険料をお知らせください。
 ※エスカレーターの場合は別途、取扱代理店までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用または管理しているエスカレーター、エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備により発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお払いできる条件は、適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

お支払いの対象となる損害

〈普通保険約款でお支払いの対象となる損害〉

2ページの制度① 保育施設賠償責任補償制度の「お支払いの対象となる損害」をご覧ください。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

〈普通保険約款でお支払いしない主な場合〉

〈賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合〉

3ページの制度① 保育施設賠償責任補償制度の「保険金をお支払いしない主な場合」の1.〈普通保険約款でお支払いしない主な場合〉、2.〈賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合〉をご覧ください。

〈昇降機特別約款でお支払いしない主な場合〉

○被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害

○昇降機の修理、改造、取り外し等の工事に起因する損害

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

制度①
保育施設賠償

制度②
保育施設事故
見舞金

制度③
エレベーター賠償

制度④⑤
施設職員労災上乗せ
使用者賠償

制度⑥
非常勤職員災害

制度⑦
理事長・施設長災害

制度⑧
「民間保育園の子育て支援事業」
参加者傷害

④ 施設職員労災上乗せ補償制度

⑤ 使用者賠償責任補償制度

〔労働災害総合保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項）〕

【加入対象】全施設（被用者の範囲が政府労災補償対象となる施設職員であること）

この制度の特長

制度④ 施設職員労災上乗せ補償

従業員が業務上または通勤途上の災害（注1）によって身体に障害（後遺障害、死亡を含みます）を被ったことにより政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が法定外補償規定等（注2）に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことによって被る損害を補償します。

（注1）通勤途上の災害については、通勤災害補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

（注2）法定外補償規定等とは、被保険者が従業員に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。以下同様とします。

制度⑤ 使用者賠償責任補償

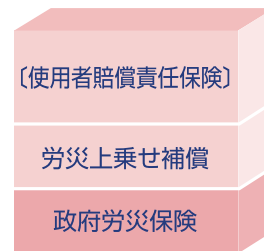
政府労災保険等の対象となる従業員の労働災害について、被災従業員もしくは遺族から損害賠償請求を受け、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき法律上の損害賠償金、および賠償問題解決のために支出する費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、損害賠償金は次の各号に掲げる金額の合算額を超える場合に限りその超過額を保険金としてお支払いします。

① 政府労災保険法等により給付されるべき金額 ② 自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③ 法定外補償規定等により支払われるべき金額 ④ 加入者証記載の免責金額

制度⑤使用者賠償責任補償制度では、
法定外補償規定等の上乗せ保険として

高額の労災事故に備え、施設経営を守ります。

法律上の損害賠償金の他、争訟費用などを補償します。



労働災害に対する使用者側のリスクが高まっています

民法709条の不法行為責任や715条の使用者責任等の法理が適用される他、最近の判例では事業主は雇用契約上労働者に対し安全配慮義務を負うとして、使用者の安全配慮義務違反による債務不履行責任を認めるケースが増加しています。

訴訟への発展時には、多額の費用、賠償金が必要になります

十分な備えがないと、時間的、資金的に大きな負担となります。

政府労災保険等では給付対象とならない法律上の損害賠償責任による慰謝料についても、「制度⑤使用者賠償責任補償制度」にご加入いただくことで、お支払いの対象になります。

「制度④ 施設職員労災上乗せ補償制度」 + 「制度⑤ 使用者賠償責任補償制度」で、
企業の労災補償を充実させましょう。

被保険者

政府労災保険等加入の保育所、認定こども園、企業主導型保育所（園）（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）ただし、各事業者として次ページの支払限度額以上の法定外補償規定等が事業者内で定められている必要があります。

お支払いの対象となる主な事故例

制度④施設職員労災上乗せ補償制度

- 出勤途中、階段で足を滑らせ転倒し、後頭部を強打して入院した。
- 雨の中、原付バイクで保育園に向かう途中、転倒して肩を脱臼した。
- 調理中にスライサーで誤って指を切ってしまった。

等

制度⑤使用者賠償責任補償制度

- 長時間労働に起因して職員がノイローゼになり自殺。事業主に対する使用者賠償責任が認められ、遺族に損害賠償金を支払った。

等

支払限度額と保険料

制 度		④施設職員労災上乗せ補償制度	⑤使用者賠償責任補償制度
補償内容		支払限度額	支払限度額
遺族補償(死亡)		1,500万円	
後遺障害	1級	1,200万円	1名につき 1億円 1災害につき 2億円
	2級	1,200万円	
	3級	1,200万円	
	4級	900万円	
	5級	700万円	
	6級	600万円	
	7級	500万円	
	8級	400万円	
	9級	300万円	
	10級	200万円	
	11級	100万円	
	12級	80万円	
	13級	40万円	
	14級	20万円	
休業補償(4日目以降)		1日につき5,000円	
保険料 (職員1名あたり)	④と⑤を個別に加入した場合	2,360円	1,220円
	④と⑤をセットで加入した場合 ^(※)	2,750円	

・業務上災害、通勤災害、後遺障害等級、休業日数等は、政府労災保険等の認定に従います。
 ・お支払いする保険金の額は、法定外補償規定等に基づいた災害補償金のお支払責任額を上限として、この保険の支払限度額の範囲内でお支払い致します。被保険者が保険金の全部または一部を被害者に対して支払わなかった場合には、その部分は引受保険会社にご返還いただくこととなります。(制度④施設職員労災上乗せ補償制度のみ)

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。
 ご加入いただく支払限度額の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 法定外補償条項
 法定外補償規定等に基づき、その補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。
 単位定額方式：法定外補償金額が「被用者1名につき〇〇円」と金額で定める場合
 被用者1名につき、支払限度額を設定します。

この保険契約は、ご加入時に把握可能な最近の労働保険年度(1年間)の実績数値に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。ただし、新規事業者等で、ご加入時に把握可能な最近の労働保険年度の実績がない場合は、ご加入時に保険期間中における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、ご加入期間終了後に保険期間中における確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただく必要があります。

【注意】 把握可能な最近の労働保険年度の政府労災保険等資料(労働保険概算・確定保険料申告書)記載の労働者数を職員数として、1名あたりの保険料に乘じて算出してください。

- ※制度④と制度⑤をセットで加入した場合
 - 総合リスク診断評価割引が適用可能となり労働安全衛生に関するチェックシートの評価に基づいて保険料が割引になる場合があります。次ページをご参照のうえ、加入申込票の回答欄にご記入ください。
 - 上記はチェックシートの項目が6項目以上“○”に該当した場合に適用される保険料です。6項目に満たない場合、ご案内する保険料が異なりますので、代理店・扱者までお問い合わせください。

制度① 保育施設賠償
 制度② 保育施設事故
 見舞金
 制度③ エレベーター賠償
 制度④⑤ 施設職員労災上乗せ
 使用者賠償
 制度⑥ 非常勤職員災害
 制度⑦ 理事長・施設長災害
 制度⑧ 「民間保育園の子育て支援事業」
 参加者傷害

制度④施設職員労災上乗せ補償制度 制度⑤使用者賠償責任補償制度 をセットでご加入する場合

総合リスク診断評価シート

■ 質問事項

I 規程

該当する項目に
○をご記入ください。

- | | | | |
|---|--------------------|----|--|
| 1 | 安全衛生管理規程を作成していますか。 | ★※ | |
| 2 | 法定外補償規定を作成していますか。 | ★※ | |

II 基本方針

- | | | | |
|---|--|----|--|
| 3 | 安全衛生管理に関する会社方針を表明し労働者に周知していますか。
その方針には、次の事項が含まれていますか。 | ★※ | |
| 4 | ①労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。 | ★※ | |
| 5 | ②関連法規等を遵守すること。 | ★※ | |

III 危険又は有害な場所・要因の洗い出し（危険源の特定、リスクアセスメント）

- | | | | |
|---|--|----|--|
| 6 | 事業場において「ケガ」・「病気」・「過労」などの労働災害（業務上疾病を含む）を引き起こしかねない危険または有害な場所・要因を定期的に洗い出していますか。 | ★※ | |
| 7 | 洗い出す手順を作成するにあたり、関係法令や業界の指針を踏まえていますか。 | ★※ | |

IV 安全衛生目標の設定

- | | | | |
|---|----------------------------|----|--|
| 8 | 安全衛生に関して、達成させる目標を設定していますか。 | ★※ | |
|---|----------------------------|----|--|

V 安全衛生計画の作成

- | | | | |
|---|----------------------------|----|--|
| 9 | 安全衛生活動を実施するための計画を作成していますか。 | ★※ | |
|---|----------------------------|----|--|

VI 労働者の意見反映

- | | | | |
|----|---|----|--|
| 10 | 「安全衛生目標の設定」や「安全衛生計画の作成」にあたり、安全衛生委員会の活用などにより労働者の意見を反映していますか。 | ★※ | |
|----|---|----|--|

VII ISO取得状況

- | | | | |
|----|--|----|--|
| 11 | *取得しているもの全てに○印をつけてください。
ISO9001 <input type="checkbox"/> ISO14001 <input type="checkbox"/> ISO27001 <input type="checkbox"/> ISO39001 <input type="checkbox"/> ISO45001 <input type="checkbox"/> HACCP <input type="checkbox"/> | ★※ | |
|----|--|----|--|

VIII 文書化

次の事項を文書（電子媒体形式を含む）により定めていますか

- | | | | |
|----|-----------------|----|--|
| 12 | ①安全衛生方針 | ★※ | |
| 13 | ②安全衛生目標 | ★※ | |
| 14 | ③安全衛生計画 | ★※ | |
| 15 | ④管理者の役割、責任および権限 | ★※ | |

IX 点検・改善（災害事後措置を含む）

- | | | | |
|----|---|----|--|
| 16 | 安全衛生活動が、計画に基づいて適切に実施されているかどうかを点検し、改善していますか。 | ★※ | |
| 17 | 労働災害などが発生した場合に、「原因の調査」「問題点の把握」「改善」を実施していますか。 | ★※ | |
| 18 | 次回の安全衛生活動の実施計画を作成するにあたり、上記2項で実施した結果を反映していますか。 | ★※ | |

記録

- | | | | |
|----|--|----|--|
| 19 | 安全衛生計画の実施および運用の状況、監査の結果等の記録の保管期限・主管部署を定めて保管していますか。 | ★※ | |
|----|--|----|--|

XI 経営層による見直し

- | | | | |
|----|--|----|--|
| 20 | 監査の結果を踏まえ、労働安全衛生マネジメントの妥当性 ^(注1) および有効性 ^(注2) を確保するため、労働安全衛生マネジメントの経営層による全般的な見直しを行っていますか。
<small>(注1) 妥当性とは、安全衛生方針・目標・計画及び各手順等が、スパイラル状にレベルアップさせていくものかどうかを判断することである。
(注2) 有効性とは、実施・運用することによって、職場の労働安全衛生水準の向上に寄与しているかどうかを判断することである。</small> | ★※ | |
|----|--|----|--|

XII 交通安全（通通勤）

- | | | | |
|----|--|----|--|
| 21 | 交通安全を担当する部門を決め、プライベートな運転を含む交通安全対策を計画的に実施していますか。★※
交通災害発生状況の把握と災害原因分析を行っていますか。 | ★※ | |
|----|--|----|--|

XIII

- | | | | |
|--|---------------|----|----|
| | 無災害記録を記載ください。 | ★※ | 時間 |
|--|---------------|----|----|

制度④施設職員労災上乗せ補償制度 制度⑤使用者賠償責任補償制度 をセットでご加入する場合は、

加入申込票 別表Ⅱにお進みいただき該当する回答欄に○をつけてください。

※印の項目は危険に関する重要な事項であり、ご回答内容が事実と相違する、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますので回答欄記載時に十分ご注意ください。

★印の項目は大切な項目です。訂正する場合は保険契約者または被保険者の訂正印（または訂正署名）をお願いします。

保険金をお支払いする主な場合

<法定外補償条項>

死亡に対する法定外補償保険金	・被保険者の被用者(被保険者の従業員等で加入者証に記載された方をいいます。以下同様とします。)が業務上または通勤途上の災害(注)によって身体の障害(後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。)を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。
後遺障害に対する法定外補償保険金	・労働災害には「業務災害」と「通勤災害」があり、政府労災保険等ではともに保険給付の対象となっています。法定外補償条項の基本契約では、このうち「業務災害」のみを対象としておりますが、特約をセットいただくことにより、「通勤災害」も対象とすることができます。なお、法定外補償条項の「業務災害」、「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数等の認定については政府労災保険等の決定に従います(所轄の労働基準監督署長の認定によります)。
休業に対する法定外補償保険金	・政府労災保険等とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額被災した被用者にお渡しいただきます。被災した被用者からは受領証の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災した被用者に対して支払わなかった場合には、その部分については引受保険会社にご返還いただくことになります。
災害付帯費用保険金(災害付帯費用補償特約)	被用者が業務上または通勤途上の災害(注)によって、身体の障害を被り、死亡に対する法定外補償保険金、後遺障害(政府労災保険の第1級～第7級)に対する法定外補償保険金をお支払いした場合

(注) 通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

<使用者賠償責任条項>

賠償保険金	被用者が業務上の災害によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金(注)に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。なお、労災保険法等によって給付が決定された場合に限りです。 (注) (1) 損害賠償金には、政府労災保険等では給付の対象とならない慰謝料等が含まれます。 (2) 損害賠償金は、次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。 ① 政府労災保険等から給付されるべき金額(特別支給金を含みません) ② 自賠償保険、自賠償共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額 ③ 法定外補償規定等または法定外補償条項により、被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われる金額 被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。
費用保険金	被用者の業務上の事由によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。 (1) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます) (2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 (3) 引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 (4) 権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用
初期対応費用保険金(初期対応費用補償特約)	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、被保険者が緊急的に負担する災害の発生・拡大の防止または災害による損害賠償責任に関する争訟の解決についての必要かつ有益な費用に対し、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
訴訟対応費用保険金(訴訟対応費用補償特約)	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、この保険契約で損害賠償金が支払対象となる訴訟、和解、調停または仲裁について被保険者が支出した必要かつ有益な費用に対し、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる保険金の種類

<法定外補償条項>

生命保険や傷害保険から受け取る保険金に関係なく、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

以下の保険金について、ご加入内容に基づき保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までご照会ください。

死亡に対する法定外補償保険金	被用者が業務上または通勤途上の災害(注1)によって死亡した場合にお支払いする保険金です。
後遺障害に対する法定外補償保険金	被用者が業務上または通勤途上の災害(注1)によって後遺障害(政府労災保険の第1級～第14級)を被った場合にお支払いする保険金です。(注2)
休業に対する法定外補償保険金	被用者が業務上または通勤途上の災害(注1)による身体の障害によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で、1,092日分を限度とします。
災害付帯費用補償特約	「死亡に対する法定外補償保険金」、「後遺障害(政府労災保険の第1級～第7級)に対する法定外補償保険金」をお支払いする場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用に対し支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

(注1) 通勤途上の災害は、「通勤災害補償特約」をセットした場合にのみ保険金をお支払いします。

(注2) 「死亡に対する法定外補償保険金」と、「後遺障害に対する法定外補償保険金」は重ねてはお支払いしません。いずれか高い金額を限度とします。

＜使用者賠償責任条項＞

被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金	政府労災保険等により保険給付がされた場合に限り、保険金をお支払いします。 ①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度により給付されるべき金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。 ②法律上の損害賠償責任による慰謝料をお支払いします。政府労災保険では慰謝料は給付の対象となっておりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象となります。
賠償問題解決のために要した費用	法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。 ①被保険者が訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。） ②被保険者が示談交渉に要した弁護士報酬等の費用 ①②については、事前に引受保険会社の書面による同意を必要とします。 ③被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 ④被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用
初期対応費用補償特約	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、被保険者が緊急的に負担する災害の発生・拡大の防止または災害による損害賠償責任に関する争訟の解決についての必要かつ有益な費用（災害原因調査費用、清掃費用、被用者またはその遺族に慣習として支払った見舞金・香典等）を対象に、保険金をお支払いします。
訴訟対応費用補償特約	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、この保険契約で損害賠償金が支払対象となる訴訟、和解、調停または仲裁について被保険者が支出した必要かつ有益な費用（相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用、従業員への超過勤務手当等）に対し、保険金をお支払いします。

*被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

★★ご注意★★

- 前年と同じ割引率を適用しています。
加ふ施設数の増減、事故発生状況により割引率は変動することがありますのでご了承ください。

保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。

△法定外補償条項▽および△使用者賠償責任条項▽共通	(1) 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害(注1)については、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者もしくは被保険者(注2)またはこれらの事業場の責任者の故意 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3) ④核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 (2) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。 ①被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 ②風土病による身体の障害 ③職業性疾病(注6)による身体の障害 等 (注1) 身体の障害には、これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。 (注2) 保険契約者もしくは被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。 (注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安の維持上重大な事態と認められる状態をいいます。 (注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。 (注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。 (注6) 職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。 (例) 粉塵による「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のいらいれん」・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」
△法定外補償条項▽	(1) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。 ①被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害 ②被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害 ア. 法令に定められた運転資格(注1)を持たないで自動車等を運転している間 イ. 酒気を帯びた状態(注2)で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害 等 (2) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対しては、保険金をお支払いしません。 (注1) 法令に定められた運転資格とは、運転する地における法令によるものをいいます。 (注2) 酒気を帯びた状態とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。
△使用者賠償責任条項▽	(1) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。 ①被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ②被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 (2) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いしません。 (3) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金をお支払いしません。 等

*上記は普通保険約款で定めたものであり、これ以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義は、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

6 非常勤職員災害補償制度（準記名式契約（一部付保）特約セット団体総合生活補償保険（標準型））

【加入対象】全施設の政府労災保険の対象とならない有償ボランティアなどの非常勤職員

この制度の特長

主として非常勤職員の方の、勤務中または自宅からの通常の通勤途上での、急激・偶然・外来の事故によるケガを補償します。
※就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約がセットされておりますので、職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガに限り、傷害保険金をお支払いします。

- ①対象者の1日の最高稼働人数により施設の保険料が決まります。最高稼働人数とは、施設として年間を通じて1日あたりの最多の活動人数をさします。（平均ではありません。）
（最高稼働人数が1名の場合は別途、取扱代理店までお問い合わせください。）
- ②被保険者名をすべて契約時にご申告いただいたり、非常勤職員の入れ替わりに伴う手続きは不要です。対象者の職種、全体の人数、および最高稼働人数をご申告ください。
（業務規模の拡大等により最高稼働人数が増加した場合は、追加保険料が必要です。）
- ③対象者名簿の常時備え付けが必要です（名簿に記載のない方は補償の対象外となります。ご注意ください。）。事故発生時などにご提出いただくことがあります。

被保険者

政府労災保険の対象とならないアルバイトの保育士や有償ボランティアなどの非常勤職員

お支払いの対象となる主な事故例

- 自転車で通勤中、自動車との接触事故に遭い大腿部を骨折した。
- 施設内で物を落としてしまい、足の指を骨折した。

保険金額と保険料

加入タイプ	I型	II型
傷害死亡・後遺障害保険金額 ★傷害補償（標準型）特約	270.8万円	541.6万円
傷害入院保険金日額 ★傷害補償（標準型）特約	2,000円	4,000円
傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型）特約	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5	
傷害通院保険金日額 ★傷害補償（標準型）特約	1,000円	2,000円
一時払保険料	3,150円 × 1日あたりの最高稼働人数	6,300円 × 1日あたりの最高稼働人数

※就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約がセットされておりますので、次に掲げるケガに限り、傷害保険金をお支払いします。
職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガ

※上記は職種級別A（事務職、保育士、調理士等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※上記保険料は団体割引5%が適用されています。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、傷害死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合

→ 20、21、22ページをご覧ください。

⑦ 理事長・施設長災害補償制度 (団体総合生活補償保険(標準型))

【加入対象】全施設の理事長・施設長

この制度の特長

- ①日本国内外を問わず、業務中、通勤途上、日常生活などにおいて発生したさまざまな急激・偶然・外来の事故によるケガを24時間補償します。
- ②本制度の傷害保険金のお支払いは次のとおりです。
 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
 傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

被保険者

大阪府社会福祉協議会の会員法人・施設の理事長・施設長
 (政府労災保険の対象者(特別加入者)も加入できます)

お支払いの対象となる主な事故例

- 施設内で植木の伐採中、誤ってハサミで手を切った。
- 卒園旅行の引率中、レクリエーション参加中に転倒し、足を捻挫した。
- 休暇中に自転車に乗って移動中、車にはねられケガを負い後遺障害の認定を受けた。

保険金額と保険料

【注意】お一人あたり1口のみのご加入となります。

加入タイプ	I型 傷害入院保険金および 傷害手術保険金支払日数延長(730日)特約付	II型 特定感染症危険補償特約付
傷害死亡・後遺障害保険金額 ★傷害補償(標準型)特約	1,321.5万円	1,566.5万円
特定感染症危険 「葬祭費用保険金」補償特約	—	300万円限度
傷害入院保険金日額 ★傷害補償(標準型)特約	8,000円	
傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約	入院中の手術 : 傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額×5	
傷害通院保険金日額 ★傷害補償(標準型)特約	4,000円	
一時払保険料 (1名あたり)	40,000円	45,000円

※理事長・施設長災害補償制度I型には傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(730日)特約がセットされていますので、傷害入院保険金の支払限度日数およびお支払いの対象となる期間を180日から730日に延長します。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に限り、傷害手術保険金については、事故の発生の日からその日を含めて730日以内に手術を受けた場合にお支払いします。

※理事長・施設長災害補償制度II型には特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされています。詳細は、21ページをご参照ください。

※上記は職種級別A(事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合

→ 20、21、22ページをご覧ください。

制度①
保育施設賠償

制度②
保育施設事故
見舞金

制度③
エレベーター賠償

制度④⑤
施設職員労災上乗せ
使用者賠償

制度⑥
非常勤職員災害

制度⑦
理事長・施設長災害

制度⑧
「民間保育園の子育て支援事業」
参加者傷害

この制度の特長

地域子育て支援拠点事業や同事業に準じた子育て支援事業（活動）中の参加者（園児を含む）が、事業（活動）参加中に、急激・偶然・外来の事故によるケガをされた場合に補償します。（施設の過失の有無を問いません）

※宿泊を伴う保育・行事、自宅から集合場所への往路および解散場所から自宅までの復路は対象となりません。

- ①被保険者（補償の対象者）となる方の範囲は、地域子育て支援拠点事業などの参加者です。
- ②各施設主催の行事の年間延べ参加人数により年間保険料が決まります。
年間保険料の算出方法は、17ページの「年間保険料の算出方法について」をご確認ください。
- ③被保険者名を全て契約時にご申告いただいたり、参加者の入れ替わりに伴う手続は不要です。
- ④参加者名簿の常時備え付けが必要です（名簿に記載のない方は補償の対象外となりますのでご注意ください）。
事故発生時などに名簿を提出していただくことがあります。

被保険者

民間保育園の子育て支援事業（活動）の参加者全員

お支払いの対象となる主な事故例

- 子ども同士が追いかけてっこをしている最中に頭がぶつかってケガをした。
- 切り絵をしている最中、誤ってハサミで指を切ってしまった。

保険金額と保険料

保険金の種類	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	80万円
入院保険金日額	1,000円
手術保険金	入院中の手術 : 入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 入院保険金日額×5
通院保険金日額	500円
一時払保険料 (1名1口あたり)	5円

- すべての被保険者（補償の対象者）について同一の保険金額になります。
- ※上記保険料は、A料率（お遊戯、子育て相談会等の料率）の場合の保険料となります。行事の内容によってはお引受けできない場合があります。
- ※加入限度口数は10口です。
- ※上記保険料は団体割引5%が適用されています。保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

年間保険料の算出方法について

● 年間延べ参加人数

年間延べ参加人数は直近会計年度^(注)の実績をもとに計算してください。

事業(活動)を新規開始の場合は、2021年度に予想される年間延べ参加人数をもとに計算してください。

(※事業(活動)を新規開始の場合は、保険期間満了後に確定精算を行います。)

(注) 直近会計年度とは、2019年4月1日～2020年3月31日を指します。

(例) A保育所の場合

子育て支援教室(0歳～未就園児・親)	毎月1回・1回あたり20名×12回=240名
育児講座	年3回・1回あたり30名×3回=90名
保育所園庭開放	毎月1回・1回あたり30名×12回=360名
	合計690名



● 年間保険料の算出方法

上記で算出した「年間延べ参加人数」に「保険料」と「口数」を乗じてください。

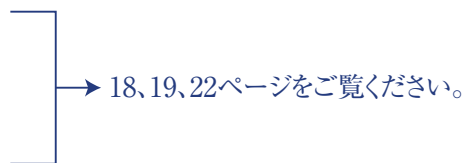
(例) A保育所(3口加入の場合)

年間延べ参加人数 690(名) × 5(円) × 3(口) = 10,350円

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合



制度①
保育施設賠償

制度②
保育施設事故
見舞金

制度③
エレベーター賠償

制度④⑤
施設職員労災上乗せ
使用者賠償

制度⑥
非常勤職員災害

制度⑦
理事長・施設長災害

制度⑧
「民間保育園の子育て支援事業」
参加者傷害

「保険金をお支払いする場合」「保険金のお支払額」「保険金をお支払いしない主な場合」

*印を付した用語については、22ページの「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等
死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 P19(★)参照	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●申込人、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●22ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間のケガ (⑧『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度)の場合のみ) など
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合 P19(★)参照	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 P19(★)参照	[入院保険金日額]×[入院*した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
手術保険金	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 P19(★)参照	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術*の場合 … [入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合 … [入院保険金日額]×5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
通院保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合 P19(★)参照 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[通院保険金日額]×[通院*した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【②保育施設事故見舞金制度】の場合

特約名	特約の概要
★ 学校契約団体傷害保険 (学校の管理下のみ補償) (フランチャイズなし) 特約	次の間にケガ*を被った場合に限り、保険金をお支払いします。 学校の管理下(下記参照)にある間
天災危険補償特約(I型のみ)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約(I型のみ)	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約 (I型のみ)	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になったことにより、被保険者が身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。
保険料確定特約 (学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償) (フランチャイズなし)特約用)	保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度または過去1年間の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 (※事業(活動)を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。)

「学校の管理下」とは、次の学校の種別により、それぞれ次に掲げる間とします。

学校の種別	学校の管理下
1. 児童福祉法に基づく保育所等、特定保育事業ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定子ども園	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校(保育所等を含みます。)の授業^(※1)中 ● 在校中^(※2) ● 教育活動行事^(※4)への参加中 ● 登下校中^(※5)

(※1) 学校(保育所等を含みます。)の授業

保育等を含みます。また、正規の教育活動のほか、特別活動を含みます。

(※2) 在校中

授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校施設^(※3)内にいる間をいいます。ただし、学校施設^(※3)内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限ります。

(※3) 学校施設

学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいい、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舍、合宿所等を除きます。

(※4) 教育活動行事

教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事をいい、学校の教職員が引率するものに限ります。

(※5) 登下校中

授業(上記学校種別で行われる授業をいいます。)、教育活動行事^(※4)、学校行事^(※6)のため、住居と学校施設^(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。「学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約」がセットされていますので、課外活動のために住居と学校施設^(※7)とを、合理的な経路および方法により往復している間も「登下校中」となります。

(※6) 学校行事

入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事をいいます。

(※7) 学校施設

学校施設^(※3)以外の場所で授業等が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

【⑧『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度】の場合

特約名	特約の概要
★ 行事参加者の 傷害危険補償特約	次の間にケガ*を被った場合に限り、保険金をお支払いします。 行事に参加している間*
包括契約特約 (毎月報告・一括精算)	引受保険会社と社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会との間で締結している特約書の内容に基づき、包括的に補償内容を約定する方式です。
熱中症危険補償特約	被保険者が、急激かつ外来による日射または熱射により身体に障害を被った場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、および通院保険金をお支払いします。
細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約	被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒になったことにより、被保険者が身体に被った傷害に対して保険金をお支払いします。
保険料確定特約 (包括契約特約用)	保険契約締結時に把握可能な直近会計年度の実績に基づき算出した保険料を領収し、保険期間終了後の確定精算を不要とする特約です。 (※事業(活動)を新規開始の場合は、本特約をセットせず保険期間満了後に確定精算を行います。)

6 非常勤職員災害補償制度 (準記名式契約(一部付保)特約セット団体総合生活補償保険(標準型))

7 理事長・施設長災害補償制度 (団体総合生活補償保険(標準型))

共通事項

「保険金をお支払いする場合」、「保険金のお支払額」、「保険金をお支払いしない主な場合」

*印を付した用語については、22ページの「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険 金	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ★傷害補償 (標準型) 特約	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 22ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) 傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	① 入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注) 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型) 特約	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>特定感染症による後遺障害保険金</p> <p>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>☆特定感染症追加補償特約セット(制度⑦II型のみ)</p>	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額</p> <p>×[約款所定の保険金支払割合(4%~100%)]</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) <p>など</p>
<p>特定感染症による入院保険金</p> <p>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>☆特定感染症追加補償特約セット(制度⑦II型のみ)</p>	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。)</p> <p>①入院*した場合</p> <p>②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合</p>	<p>傷害入院保険金日額×[感染症入院の日数]</p> <p>(注1) 特定感染症*を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	
<p>特定感染症による通院保険金</p> <p>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>☆特定感染症追加補償特約セット(制度⑦II型のみ)</p>	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。)</p>	<p>傷害通院保険金日額×[感染症通院の日数]</p> <p>(注1) 特定感染症*を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	
<p>特定感染症による葬祭費用保険金</p> <p>★特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約</p> <p>☆特定感染症追加補償特約セット(制度⑦II型のみ)</p>	<p>補償対象者(*)が保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>(*)「補償対象者」とは、傷害補償特約における被保険者をいいます。</p>	<p>被保険者(保険契約者または補償対象者の親族*)が葬祭費用を負担したことによって被った損害に対して、補償対象者1名につき300万円を限度として、その費用の負担者に保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) <p>など</p>

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【特約の説明】

【⑥非常勤職員災害補償制度】の場合

セットする特約	特約の説明
就業中のみの傷害危険補償 (事業主・役員・従業員)特約	次に掲げるケガ [*] に限り、傷害保険金をお支払いします。 被保険者が職業または職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)のケガ
準記名式契約(一部付保) (職名等別保険金額)特約	被保険者となり得る方の名簿を備え付けることを条件として、ご契約時に被保険者の記名を省略し、被保険者の人数でご契約いただくことができる特約です。保険契約者と一定の関係にある方全員を被保険者としてご指定いただき、その1日あたりの最高稼働人数を被保険者数とします。

【⑦理事長・施設長災害補償制度】I型の場合

セットする特約	特約の説明
傷害入院保険金および傷害手術保険金支払 日数延長(730日)特約	傷害入院保険金の支払限度日数およびお支払いの対象となる期間を180日から730日に延長します。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院 [*] された場合に限りです。傷害手術保険金については、事故の発生の日からその日を含めて730日以内に手術 [*] を受けた場合にお支払いします。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「行事に参加している間」とは、加入者証記載の行事に参加するために集合地に集合した時から解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みます。
①細菌性食中毒^(*) ②ウイルス性食中毒^(*)
(*)継続的に吸入、吸取または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
(*)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等^{*}の固定具を装着した場合に限りです。
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りです。
- 「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものを除きます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療^{*}に該当する診療行為^(*)
(*)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
(*)②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限りです。をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」(制度②⑧)とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「通院」(制度⑥⑦)とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療^{*}を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症^(*)をいいます。
(*)新型コロナウイルス感染症等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。
- 「発病」とは、医師^{*}が診断^(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

補償対象外となる運動等
山岳登山 ^(*) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(*) 操縦 ^(*) 、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機 ^(*) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動
(*)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*)グライダーおよび飛行船は含みません。 (*)職務として操縦する場合は含みません。 (*)モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

ご加入手続について

加入（ご継続）手続

【補償期間(保険期間)】	制度①③④⑤⑦	2021年1月1日午後4時から2022年1月1日午後4時まで1年間
	制度⑧	2021年1月1日午前0時から2021年12月31日午後12時まで1年間
	制度②⑥	2020年12月31日午後4時から2021年12月31日午後4時まで1年間

【申込締切日】 12月9日(水)までにお申込みください。

- 加入申込票のご提出、および保険料の着金により申込手続が完了します。
両方の手続が完了しない場合、補償期間は開始されませんのでご注意ください。

【保険料の払込み】

- 同封の振込依頼書をご使用のうえお振込ください。(振込手数料はご負担願います)
- 所定の用紙を使わない場合は、法人名、施設名を明記のうえ、下記へお振込ください。
- 複数の施設の保険料をまとめてお振り込みされる場合、該当する施設名を明記してください。

りそな銀行 大手支店 普通 1525912
名義： (福)大阪府社会福祉協議会

【加入申込票の送付】

- 所定の用紙に必要な事項をご記入いただき、下欄まで送付してください。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 総務企画部保険事業グループ
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54
TEL 06-6766-7377 FAX 06-6764-5374

中途加入

毎月1日付で随時加入することができます。

- 毎月20日までのお手続完了で翌月1日から補償が開始します。
例) 1月20日 完了 → 2月1日午前0時開始
1月27日 完了 → 3月1日午前0時開始
- 至急のため上記より前にご加入をご希望の場合は、別途ご希望をお知らせください。
- 補償は加入後翌年の1月1日午後4時(プラン②⑥については2021年12月31日午後4時、プラン⑧については2021年12月31日午後12時)までの短期契約となります。
中途加入の場合、保険料・振込口座が異なりますのでご注意ください。別途、代理店・扱者からご案内させていただきます。

中途脱退

毎月1日付で随時脱退することができます。

- 中途加入と同様、毎月20日までにお申し出ください。
- 脱退後満期までの期間の解約返れい金については、代理店・扱者からご連絡いたします。

加入内容の変更

- ご加入内容が変更となる場合には、事前に代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。特に次に掲げる変更についてご通知がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。①職業・職務の変更 ②住所の変更 ③同種の危険を補償する他の保険契約(積立保険を含む傷害保険、団体総合生活補償保険、所得補償保険、賠償責任保険等)ご契約の場合 ④法定外補償規定等の変更があった場合(制度④施設職員労災上乘せ補償制度ご加入の場合)
- 保険期間中に、施設の増設、定員数、事業内容の変更や住所、連絡先の変更があった場合にも、代理店・扱者へご通知ください。必要に応じて変更手続をご案内いたします。

加入者証の送付

本制度は社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約ですので、保険証券は保険契約者である大阪府社会福祉協議会の手元にあります。各加入者へは、ご加入手続終了後に「加入者証[※]」をお送りしますので、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

※「加入者証」はお手元に届くまで多少時間がかかりますので、それまでの間、加入申込票の〈加入者控〉と振込票の控を保管してください。

加入申込票の作成

- 申込日、保険料振込日を必ずご記入ください。
- 必ず施設長の職印または法人印を押印ください。
- 本紙（1枚目）および代理店用（2枚目）をご郵送ください。
加入手続後、「加入者証」の送付までは加入申込票の加入者控（3枚目）を保管してください。

※ご記入例は26～27ページをご参照ください。

事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止

②相手の確認

③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料) へ

保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

1. 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

下記へご連絡のうえ、「大阪府社協の社会福祉施設・事業者総合補償制度」への加入をお伝えください。

〈代理店・扱者〉

株式会社 島本保険事務所 TEL : 06-6252-4520 FAX : 06-6245-4686

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル2階

2. 加入者証をお手元にご用意のうえ、下記の事項をご連絡ください。

- 加入状況 加入制度名、施設名（法人名）、連絡先、明細No
- 被害者の状況 氏名、年齢、住所、連絡先
- 事故の状況 日時、場所、原因、状況
- ケガの状況 受傷部位、病院名、治療見込
- 手続方法 保険金請求書の送付先、事故担当者氏名

※公的機関に提出する「事故報告書」等をFAXいただいても結構です。

3. 保険を使われる場合、引受保険会社から保険金請求手続についてご案内いたします。制度②⑥⑦⑧はこちら、制度①③④⑤は別冊「保育施設のための社会福祉施設・事業者総合補償制度(2021年度版)重要事項のご説明」をご覧ください。

●<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類(保険契約者備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書(兼事故報告書)、請負契約書(写)、発注書(写) 等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」

② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(※) 法律上の配偶者に限ります。

事故発生時の示談交渉

●ただちに代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金をお支払いできなくなることがありますので、ご注意ください。

●示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行うことができませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。

なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

加入申込票ご記入例

併設施設を同時に申し込む場合、
ご記入ください。

加入者証の送付先が、申込
施設所在地と異なる場合はご
記入ください。

2021年版 大阪府社会福祉協議会 社会福祉施設・事業者 総合補償制度 加

【ご注意】

・制度④・⑤・⑥・⑦・⑧において※印の項目は、ご契約に際して当社がお知らせする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分に確認のうえにご回答記入ください。
・制度②・⑥・⑦・⑧において※印の項目は、危険に關する重要な告知事項です。1回の内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分に確認のうえにご回答記入ください。

申込日	2020年11月25日	補償開始日	年 月 日
施設名	三井保育園	フリガナ	しゃかいふくしほうじん おおさかふくしかい
代表者	園長 住友太郎	法人名	社会福祉法人 大阪福祉会
所在地	〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1	TEL	06-6233-1536
施設種類	保育園	FAX	06-6233-15XX
施設定員	①※ 60名	E-mail	
施設コード	73000	担当者名	住友太郎

★加入申込施設に併設施設を同時に対象にする場合は、下記へご記入ください。

施設名	三井保育園 分園		
施設定員	②※ 20名	③※ 名	④※ 名

別表Ⅰ 制度④・⑤ 施設職員数申告書

政府労災加入の全従業員数	40名	一部のみの除外は できません。	うち特別加入者	含む	名
【特別加入者明細】					
符号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	職務
1	住友 一郎	スミトモイチロウ	男・女	S25.7.8	
2			男・女		

別表Ⅱ 制度④・⑤ 総合リスク診断評価シート ※★

パンフレットP11の質問事項を参照のうえ、「はい」に該当する場合、回答欄に○をつけてください。

質問	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
回答欄	○		○	○	○	○	○	○	○			
質問	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	×Ⅲ
回答欄		○	○	○	○						○	

別表Ⅲ 制度⑥ 最高稼働人数申告書

下記の通りに相違ありません

対象者の職務	対象者数	最高稼働人数
保育士	7名	5名

別表Ⅳ 制度⑦ 被保険者明細書

符号	氏名	フリガナ	性別	生年月日	職務	加入タイプ
1	住友 太郎	スミトモ タロウ	男・女	S50.6.10	園長	Ⅰ・Ⅱ
2			男・女			Ⅰ・Ⅱ
3			男・女			Ⅰ・Ⅱ
合計						1名

告知事項欄	※ 同種の危険を補償する他の保険契約がある。 保険会社 保険種類 満期日 保険金額	(制度⑦加入の方のみ記入) (ご注意)「あり」の場合必ずご記入ください。(ご記入のない場合は、「なし」と回答したことになります。) ※他の保険契約等(注)他の保険会社等における契約を含みます。 同種の危険を補償する他の保険契約等(傷害疾病保険、普通傷害保険、家族傷害保険、(あり) 交通事象傷害保険、共済契約等をい、いずれも積立保険を含みます。)がありますか。	(制度⑦加入の方のみ記入) (5万円以上)を たことがある。
	被保険者氏名 保険種類 死亡・後遺障害保険金額 入院保険金日額 通院保険金日額		(あり) ⇒ 氏名

分園がある場合は、本園
と住所が同じ場合、定
員数を合算してくださ
い。
本園と住所が違う場合
は、別にお申し込みくだ
さい。

職員数は必ず直近の年度分の「労
働保険概算・確定保険料申告書」
に記載の人数としてください。

複数の施設でエレベーター等を共有する場合は、
いずれかの施設でご加入いただければ結構です。

加入プランに○印を
つけてください。

入申込票 (兼契約内容変更依頼票)

受付No.	振込No.
保-	

★3枚目はご加入者様の控となりますので、
切り取って保管ください。

ご加入される制度に○印をつけ、ご記入ください。

制度名	基準	計算内容	保険料 (円)																																																																					
①保育施設賠償責任補償制度	総定員数	施設定員①～④の合計数 ※ (80) 名	21,620 円																																																																					
②保育施設事故見舞金制度		【加入プラン】 <input checked="" type="radio"/> I型 <input checked="" type="radio"/> II型 口数 (最大5口まで) 平均在籍人数 I型 1,000円 × () 口 × () 名 II型 500円 × (2) 口 × (78) 名	78,000 円																																																																					
★<申告内容>「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の被保険者数」として次のとおり申告いたします。 申告対象期間 (必ず記入) 2019年 4月 1日より 2020年 3月 31日まで																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>確認日</th> <th>被保険者</th> <th>月</th> <th>確認日</th> <th>被保険者</th> <th>月</th> <th>確認日</th> <th>被保険者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4月</td> <td>4/1</td> <td>80名</td> <td>5</td> <td>8月</td> <td>8/1</td> <td>78名</td> <td>9</td> <td>12月</td> <td>12/1</td> <td>77名</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5月</td> <td>5/1</td> <td>80名</td> <td>6</td> <td>9月</td> <td>9/1</td> <td>78名</td> <td>10</td> <td>1月</td> <td>1/1</td> <td>77名</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6月</td> <td>6/1</td> <td>78名</td> <td>7</td> <td>10月</td> <td>10/1</td> <td>79名</td> <td>11</td> <td>2月</td> <td>2/1</td> <td>78名</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>7月</td> <td>7/1</td> <td>78名</td> <td>8</td> <td>11月</td> <td>11/1</td> <td>79名</td> <td>12</td> <td>3月</td> <td>3/1</td> <td>78名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>合計在籍人数</td> <td>940名</td> <td colspan="2"></td> <td>年間平均在籍人数</td> <td>78</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				月	確認日	被保険者	月	確認日	被保険者	月	確認日	被保険者	1	4月	4/1	80名	5	8月	8/1	78名	9	12月	12/1	77名	2	5月	5/1	80名	6	9月	9/1	78名	10	1月	1/1	77名	3	6月	6/1	78名	7	10月	10/1	79名	11	2月	2/1	78名	4	7月	7/1	78名	8	11月	11/1	79名	12	3月	3/1	78名			合計在籍人数	940名			年間平均在籍人数	78				
月	確認日	被保険者	月	確認日	被保険者	月	確認日	被保険者																																																																
1	4月	4/1	80名	5	8月	8/1	78名	9	12月	12/1	77名																																																													
2	5月	5/1	80名	6	9月	9/1	78名	10	1月	1/1	77名																																																													
3	6月	6/1	78名	7	10月	10/1	79名	11	2月	2/1	78名																																																													
4	7月	7/1	78名	8	11月	11/1	79名	12	3月	3/1	78名																																																													
		合計在籍人数	940名			年間平均在籍人数	78																																																																	
③エレベーター賠償責任補償制度	台数	3,970円 × (※) 台	円																																																																					
④施設職員労災上乗せ補償制度	職員数	④のみ加入 2,360円 × (※) 名	円																																																																					
⑤使用者賠償責任補償制度		⑤のみ加入 1,220円 × (※) 名	円																																																																					
④⑤セットの場合	別表II	④⑤セットの場合 2,750円 × (※) 40名	110,000 円																																																																					
⑥非常勤職員災害補償制度	職員数	I型 3,150円 × (※) 5名	15,750 円																																																																					
⑦理事長・施設長災害補償制度		別表IV	II型 6,300円 × () 名	円																																																																				
⑦理事長・施設長災害補償制度	人数	I型 40,000円 × () 名	円																																																																					
⑦理事長・施設長災害補償制度		別表IV	II型 45,000円 × (※) 1名	45,000 円																																																																				
⑧『民間保育園の子育て支援事業』参加者傷害補償制度	参加人数	口数(最大10口まで) 年間延べ参加人数* 5円 × (2) 口 × (258) 名	2,580 円 (1円単位)																																																																					
★<申込内容>「保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度の被保険者数」として次のとおり申告いたします。 申告対象期間 (必ず記入) 2019年 4月 1日より 2020年 3月 31日まで 行事名: 子育て支援事業																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催月</th> <th>回数</th> <th>参加人数</th> <th>開催月</th> <th>回数</th> <th>参加人数</th> <th>開催月</th> <th>回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4月</td> <td>回</td> <td>20名</td> <td>5</td> <td>8月</td> <td>回</td> <td>22名</td> <td>9</td> <td>12月</td> <td>回</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5月</td> <td>回</td> <td>20名</td> <td>6</td> <td>9月</td> <td>回</td> <td>20名</td> <td>10</td> <td>1月</td> <td>回</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6月</td> <td>回</td> <td>20名</td> <td>7</td> <td>10月</td> <td>回</td> <td>20名</td> <td>11</td> <td>2月</td> <td>回</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>7月</td> <td>回</td> <td>24名</td> <td>8</td> <td>11月</td> <td>回</td> <td>24名</td> <td>12</td> <td>3月</td> <td>回</td> <td>24名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>年間延べ回数</td> <td>回</td> <td colspan="2"></td> <td>年間延べ参加人数*</td> <td>258名</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				開催月	回数	参加人数	開催月	回数	参加人数	開催月	回数	参加人数	1	4月	回	20名	5	8月	回	22名	9	12月	回	20名	2	5月	回	20名	6	9月	回	20名	10	1月	回	22名	3	6月	回	20名	7	10月	回	20名	11	2月	回	22名	4	7月	回	24名	8	11月	回	24名	12	3月	回	24名			年間延べ回数	回			年間延べ参加人数*	258名				
開催月	回数	参加人数	開催月	回数	参加人数	開催月	回数	参加人数																																																																
1	4月	回	20名	5	8月	回	22名	9	12月	回	20名																																																													
2	5月	回	20名	6	9月	回	20名	10	1月	回	22名																																																													
3	6月	回	20名	7	10月	回	20名	11	2月	回	22名																																																													
4	7月	回	24名	8	11月	回	24名	12	3月	回	24名																																																													
		年間延べ回数	回			年間延べ参加人数*	258名																																																																	

年間平均在籍人数とは、直近年度の平均在籍人数です。
毎月1日時点における在籍人数の平均人数(小数点第一位四捨五入)をご記入ください。

職員数は必ず直近の年度分の「労働保険概算・確定保険料申告書」に記載の人数としてください。

★上記傷害保険の保険料は職種別A(事務職、保育士)の保険料です。
それ以外のご職業の場合は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

方のみ記入) 過去3ヶ年間に病氣・ケガで保険金請求または受領し

会社名

回数

合計金額

合計保険料	272,950 円
保険料振込 (予定) 日	2020年 11月 25日

< 保険契約者 >

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

TEL : 06 - 6762 - 9471 FAX : 06 - 6764 - 5374
〒542-0065 大阪市中央区中寺 1 - 1 - 5 4

募集および制度内容については

< 代理店・扱者 >

(幹事代理店) **株式会社 島本保険事務所**

TEL : 06 - 6252 - 4520 FAX : 06 - 6245 - 4686
〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 4 - 1 - 3
大阪センタービル 2 階

(非幹事代理店) **大阪府社会福祉協議会**

総務企画部 保険事業グループ

TEL : 06 - 6766 - 7377 FAX : 06 - 6764 - 5374
〒542-0065 大阪市中央区中寺 1 - 1 - 5 4

< 引受保険会社 >

三井住友海上火災保険(株) 関西企業営業第三部第二課

TEL : 06 - 6233 - 1512 FAX : 06 - 6220 - 3098
〒540-8677 大阪市中央区北浜 4 - 3 - 1